第１５期第４回

札幌市農業委員会総会議事録

日　時：令和８年９月２４日（木）　午後２時００分

場　所：札幌市役所１８階　第２常任委員会会議室

第15期第4回 札幌市農業委員会総会

出席者名簿

議　席	氏　名	出　欠
1	生 野　隆 雄	出　席
2	山 本　和 夫	出　席
3	佐 藤　朋 子	出　席
4	氏 家　正 喜	出　席
5	上 山　雅 彦	出　席
6	吉 田　長 幸	出　席
7	藤 井　徹	出　席
8	宮 本　栄	出　席
9	大 西　智 樹	出　席
10	平 佐　雅 勝	欠　席
11	橋 場　和 実	欠　席
農地利用最適化推進委員	大 作　淳 史	議案第1号の調査員として出席

事務局	事務局長　高本　俊	
	次　長　村上　史明	
	振興係長　後藤　園恵	
	農地係長　石田　勇貴	

総会に係る付議議案等

区　分	議　　題	備　考
議案第１号	農地法第３条の規定による許可申請について	
議案第２号	農用地利用集積等促進計画を定めるべき旨の要請について	
報告第１号	農地法第３条の３の規定による届出について	
報告第２号	農地所有適格法人報告書の提出について	
報告第３号	農用地利用集積等促進計画の認可・公告について	
報告第４号	農地法第18条第６項の規定による通知について	
報告第５号	農地法第４条第１項第７号の規定による届出について	
報告第６号	農地法第５条第１項第６号の規定による届出について	
報告第７号	現況証明について（事務局長専決）	
報告第８号	国又は地方公共団体からの土地の現況に関する照会について（事務局長専決）	

第15期第4回農業委員会総会　議事録

令和8年9月24日（木）

発言者	議　　事　　内　　容
議　長	これより第15期札幌市農業委員会第4回総会を開会いたします。 本日の出席状況でございますが、平佐委員及び橋場委員から欠席の連絡がありました。委員総数11名中、出席者9名で過半数に達しておりますので、「農業委員会等に関する法律」第27条第3項の規定に基づき、総会は成立いたします。 続きまして、本日の議事録署名委員でございますが、議席番号7番の藤井委員と議席番号8番の宮本委員を指名いたしますので、よろしくお願いいたします。 本日は、議案2件、報告8件となっております。 それでは、これより議事に入ります。 なお、発言する際は、議長の許可を得てから発言してください。 はじめに、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請」について上程いたします。事務局から説明をお願いいたします。
振興係長	1ページの申請番号30-302番につきましては、地区担当の大作推進委員からご説明いたします。
大作委員	推進委員の大作です。それではご説明いたします。 申請番号30-302番につきましては、所有権移転でございます。譲受人はタマネギ等を生産する農家でございます。 場所でございますが、資料1－1の位置図をご覧ください。9月2日に私と事務局職員が現地を確認しております。 要件につきましては、資料1－2の調査書をご覧ください。申請内容の審査と現地調査の結果、該当する場合には許可できないとされている、農地法第3条第2項の各号には該当していないため、許可できるものと考えられます。
振興係長	続きまして、申請番号60-302番につきましては、所有権移転でございます。譲受人はサクランボ等の果樹を生産する農家でございます。 場所でございますが、資料2－1の位置図をご覧ください。9月9日に事務局職員が現地を確認しております。 要件につきましては、資料2－2の調査書をご覧ください。申請内容の審査と現地調査の結果、該当する場合には許可できないとされている、農地法第3条第2項の各号には該当していないため、許可できるものと考えられます。 説明は以上でございます。

発言者	議　　事　　内　　容
議　長	以上の説明につきまして、ご質問、ご意見をお受けします。 ご質問、ご意見はございませんか。
	（異議なし）
議　長	異議がありませんので、議案第1号につきましては原案どおり決定いたします。 ここで、大作推進委員は退席されます。 （大作委員退席） 続きまして、議案第2号「農用地利用集積等促進計画を定めるべき旨の要請」について上程いたします。事務局から説明をお願いいたします。
振興係長	それではご説明いたします。 2ページの申請番号60-611番につきましては、新規の賃借権設定でございます。借主はトマト、枝豆等を生産する農地所有適格法人でございます。 場所でございますが、資料3－1の位置図をご覧ください。6月19日に事務局職員が現地を確認しております。 許可要件につきましては、資料3－2の調査書をご覧ください。この調査書のとおり、各号に該当していることから、農地を借りる要件を満たしていると考えられます。 貸借期間は2年間でございます。 説明は以上でございます。
議　長	以上の説明につきまして、ご質問、ご意見をお受けします。 ご質問、ご意見はございませんか。
	（異議なし）
議　長	異議がありませんので、議案第2号につきましては原案どおり決定いたします。 以上をもって、本日の議案審査を終了いたします。 続いて報告事項に移ります。報告第1号から第8号までについて事務局から説明をお願いいたします。
振興係長	それではご説明いたします。 3ページの報告第1号「農地法第3条の3の規定による届出」について、清田区で1件、南区で1件の届出がございました。届出書を審査した結果、適正であったことから受理したものでございます。 4ページの報告第2号「農地所有適格法人報告書の提出」について、今回は1社の農地所有適格法人から報告書の提出がございました。 資料4をご覧ください。報告書を審査した結果、農地法第2条第3項各

発言者	議　　事　　内　　容
振興係長	号に定める4つの要件「法人形態要件」「事業要件」「議決権要件」「役員要件」をすべて満たしておりますので、農地所有適格法人としての要件を満たしていると認められます。 5ページの報告第3号「農用地利用集積等促進計画の認可・公告」について、7月23日の第2回総会でご審議いただき、北海道農業公社に対し、促進計画を定めるべき旨の要請をした件で、公社より札幌市長あてに認可申請があり、札幌市長より認可した旨の通知がありましたのでご報告いたします。 6ページの報告第4号「農地法第18条第6項の規定による通知」について、番号20-220番は、当該農地を転用するため合意解約した旨の通知があったものです。 番号30-211番は、農地相続人からの申し出により合意解約した旨の通知があったものです。
農地係長	続きまして、7ページの報告第5号「農地法第4条第1項第7号の規定による届出」について、厚別区で1件の届出がありました。 この届出は、市街化区域内の農地を、集合住宅建築のために転用するもので、届出書を審査した結果、適正であったことから受理したものです。 8ページ及び9ページの報告第6号「農地法第5条第1項第6号の規定による届出」について、「所有権の移転」を伴うものにつきまして、北区で1件、東区で1件、豊平区で1件、手稲区で1件の届出がありました。 この届出は、市街化区域内の農地を、宅地造成、個人住宅建築、福祉施設建築のために転用するもので、届出書を審査した結果、適正であったことから受理したものです。 10ページから13ページまでの報告第7号「現況証明」について、中央区で1件、北区で5件、東区で3件、白石区で4件、厚別区で1件、豊平区で1件、清田区で1件、南区で3件、西区で1件、手稲区で3件、合計23件の申請がありました。 当該地を調査した結果、建物敷地や宅地等であったことから、すべて「非農地」として現況証明書を交付しております。 最後に、14ページ及び15ページの報告第8号「国又は地方公共団体からの土地の現況に関する照会」について、札幌地方裁判所から1件、札幌市建設局から1件の照会がありました。 当該地を調査した結果、6筆は畑であったことから「農地」として、それ以外の29筆は、建物敷地、宅地等で、農地以外の土地であると認めら

発言者	議　　事　　内　　容
農地係長	れましたことから、「非農地」として回答したものです。 　報告は以上でございます。
議　　長	以上の報告について、何かご質問はございませんか。
藤井委員	報告第2号の法人について、以前に規模縮小、経営移譲されていたかと思いますが、経営面積は変わっているのでしょうか。
振興係長	別の法人に貸しつけて1.4haから0.2haに減少しています。
藤井委員	1.2haの減少ですね。 次に、報告第4号の合意解約された農地ですが、今後の利用予定があるのでしょうか。
振興係長	正式な話は伺っておりません。
藤井委員	自作か貸し借りをするかというような話はなくて、ただ合意解約の通知だけということですね。事務局では今後の利用予定を確認していないのでしょうか。
事務局次長	この案件は確認できていません。
藤井委員	内容が適切であれば受理するということですね。
事務局次長	合意解約に関してはそういった取扱いとなります。
藤井委員	荒廃農地になってしまう恐れはないのでしょうか。
事務局次長	現段階ではわからないため、合意解約後の利用が決まっていない農地については、委員会として注意していく必要があると考えています。
藤井委員	当事者が答えてくれなければしかたありませんが、利用予定が明確になっていた方が良いので、今後できるだけ説明できるようお願いします。
議　　長	他にご質問はございませんか。
	（質問なし）
議　　長	なければ、これで報告案件を終わらせていただきます。 これをもちまして、本日の総会は終了いたします。 次回の総会開催でございますが、令和8年10月26日、月曜日、午後2時からの開催を予定しておりますが、ご都合はいかがでしょうか。 よろしければ、第5回総会は令和8年10月26日、月曜日、午後2時からといたしますので、よろしくお願いいたします。

開始時間　午後2時00分　　終了時間　午後2時15分